

市有財産への飲料自動販売機 設置事業者募集要領

令和6年11月実施

横浜市総務局

物件（飲料自動販売機設置場所貸付物件）一覧表

■貸付期間 令和7年3月1日から令和9年2月28日まで（2年間）

所在地 (貸付場所)	台数	貸付面積 (m ²)	最低貸付料 (円／年または歩合率)
中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎（3階～31階） (貸付場所は、別紙参照)	13台	27.30 m ²	4,826,000円 (販売実績の20%以上)

※消費税納税事業者の場合には、建物内の貸付料には消費税額が加算されます。

選定スケジュール

内 容	期 間
提案書の提出	令和6年11月20日（水）から12月11日（水）まで
質問受付期間	令和6年11月20日（水）から11月27日（水）まで
質問回答予定日	令和6年12月3日（火）（ウェブサイトに掲載）
選考委員会の開催	令和6年12月18日（水）（予定）
結果の通知	令和6年12月25日（水）頃に通知
契約締結	令和7年1月中
販売機の設置準備	令和7年1月から2月まで
販売機の設置施行 貸付の開始	令和7年3月1日（土） ※3月1日（土）から3月2日（日）17時までに設置完了

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領

1 業務の内容

別添仕様書のとおり

2 参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書の提出期間の最終日から選考委員会開催日までの間のいずれの日においても、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく一般競争参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。または、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止等措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。
- (3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。
- (4) 本要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件（入札物件）に飲料（酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）による酒類またはその類似品を除く。以下同じ）等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」（以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。
- (5) 令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの期間において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体または公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (7) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。

3 契約にあたっての主な条件

(1) 貸付契約の内容

本貸付契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定により、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条の規定に基づく定期建物賃貸借契約（屋外設置の場合には、第 25 条の規定に基づく借地契約）です。

(2) 貸付期間

令和 7 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日まで（2 年間）

(3) 貸付物件の用途指定

飲料自動販売機設置運営事業の用途に供さなければなりません。

(4) 禁止事項

次に掲げる行為はできません。判明した場合には、違反事項として契約解除の事由となります。

- ア 飲料自動販売機設置運営事業以外の用途で使用すること。
- イ 貸付物件に建物を建設または工作物を設置すること。
- ウ 貸付物件を第三者に転貸すること。また、本件賃貸借権を第三者に譲渡し、または他の権利を設定すること。
- エ 貸付物件に設置した自動販売機において酒類またはその類似品を販売すること。

(5) 売上報告書の提出

貸付物件に係る自動販売機の売上状況は、1か月ごとに取りまとめ、翌月の15日までに、売上報告書を提出しなければなりません。

(6) 実地調査等への協力義務

前記(3)及び(4)の履行状況を確認するため、横浜市が利用状況等についての実地調査を行うとき、または関係資料の提出を求めたときには、借受人は横浜市に協力しなければなりません。

(7) 違約金の支払義務

前記(3)から(5)までの条件に違反した場合には、契約金額（貸付料総額）の100分の30に相当する額を違約金として横浜市に支払わなければなりません。

(8) 貸付物件の引渡し等

貸付物件は現況で引き渡しますので、飲料自動販売機設置運営事業に必要な費用は借受人が負担するとともに、契約期間終了までに、横浜市の承諾がある場合を除き、原状に回復して返還しなければなりません。

4 提案書の提出

(1) 提出について

期日までに、(3)申込に必要な書類の提出をもって、参加申込みとみなします。
なお、提出書類は返却しません。

ア 提出期間

令和6年11月20日（水）から12月11日（水）午後5時まで

イ 提出場所

横浜市 総務局 総務部 管理課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎7階

電話番号：045-671-2082

電子メールアドレス：so-kanri@city.yokohama.lg.jp

ウ 提出方法

持参、郵送または電子メール（郵送の場合は書留郵便、電子メールの場合は提出書類にパスワードをつけることとし、期限までに到着するように発送してください。）

提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者の事由により到達が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。

郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

持参の場合は、平日午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間に受け付けます。

(2) 参加可能な形態

参加できる者の形態は、単体事業者または共同企業体（当該業務を共同連帶して行うことの目的に、結成した共同体）とします。

共同事業体により入札に参加しようとする者は、「2 参加者の資格」を満たした者により構成され、次の要件を満たさなくてはいけません。

ア 各構成員（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）の場合はその組合員を含む。）は、本入札において、同時に2者以上の共同企業体の構成員（組合の場合はその組合員を含む。）になること及び単体企業として参加することができない。

イ 組合の組合員は、当該組合が構成員となっている共同企業体以外の共同企業体の構成員になることができない。

ウ 組合の組合員は、当該組合が構成員となっている共同企業体の他の構成員になることができない。

エ 各構成員の出資比率については、代表構成員がその共同企業体構成員中最大であること。

オ 各構成員の分担業務が、業務の内容により、「共同企業体協定書兼委任状」において明らかであること。

(3) 申込に必要な書類

以下の書類を提出してください。共同企業体の場合、代表者名を記載するものについては代表構成員名で作成、「ウ～ク」については、構成員分を提出してください。

ア 提案書一式（提案書表紙、様式1から様式5）

イ 共同企業体協定書兼委任状（様式6）※共同企業体の場合のみ提出

ウ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

エ 代表者の印鑑証明書

オ 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）を提出

カ 市税の納税証明書（契約行為を行う事業所のある自治体の納税証明書）

（ア）法人市民税（申込時点において終了している事業年度のうち直近2年度分）

（イ）固定資産税（償却資産分を含む。令和4年度及び5年度の2年度分）

キ 財務諸表の写し（直前2年間分）

ク 飲料自動販売機設置運営事業実績（令和4年4月1日から令和6年9月30日まで）

ケ 設置を希望する自動販売機のカタログ

(4) 提出書類の無効

次のいずれかに該当する提出書類は、無効とします。

- ア 2に定める入札参加資格のない者が提出した書類
- イ 所定の提案書以外で提出した書類
- ウ 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない書類
- エ 虚偽の記載があった書類
- オ その他募集要領において無効とするもの

(5) 参加資格の有無及び喪失

前記(4)の条件により提出書類が無効となった場合、参加は認められません。また、参加資格があると認められたものが、前述「2 参加者の資格」の各号のいずれかの資格を欠いたときも、参加資格を喪失します。

5 質問書及び回答について

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書を提出することができます。

質問内容及び回答については、本市ウェブサイトを通じて回答します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 質問受付期間

令和6年11月20日（水）から11月27日（水）まで

受付時間 午前8時45分から午後5時00分まで（正午から午後1時を除く）

(2) 質問提出先

4(1)イと同じ

(3) 質問提出方法

持参、郵送または電子メール（郵送の場合は書留郵便、電子メールの場合は提出書類にパスワードをつけることとし、期限までに到着するように発送してください。）

【電子メールの場合の注意点】

ア Word形式で質問書を添付（質問ごとに簡潔な箇条書きとすること）

してください。また、電話により着信確認を行ってください。

イ 電子メールのタイトル（件名）は次のとおりとしてください。

【質問書】市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集（貴社の社名）

ウ 電子メール本文には、貴社の社名、所在地、代表者職氏名、担当者名、電話番号及びメールアドレスを明記してください。

(4) 回答予定日

質問に対する回答は、令和6年12月3日（火）までに、横浜市ウェブサイトで行います。再質問は認められません。

(5) その他

ファックスや電話、口頭による質問、問い合わせには応じませんので、質問内容が明確になるように記載して持参、郵送または電子メールで提出してください。

6 設置者の決定方法

(1) 横浜市庁舎等における飲料自動販売機設置における設置業者選考委員会（以下「委員会」という。）による審査

ア 委員会において審査を行い、要件に該当する公募参加者のうち、合計点数（以下「総得点」という。）の最も高い1者を設置候補者として決定します。総得点の算定方法は、提案書評価基準に示す通りです。

イ 実施予定日

令和6年12月18日（水）

7 設置者の決定時期及び結果の通知

設置候補者の決定から5日以内（市の休日を除く。）に設置者を決定し、決定された者に対しては決定された旨を、決定されなかった者に対しては決定されなかった旨を、それぞれ書面により通知します。

12月25日（水）頃に、通知を発送予定です。

8 契約の手続等

(1) 契約条項

「公有財産賃貸借契約書」を参照してください。

(2) 契約の締結及び方法

公有財産賃貸借契約書の記名押印をもって契約を締結します。

ア 契約の締結及び履行に関する費用については、全て設置者の負担とします。

イ 契約者の名義は、提案書提出者名義で行います。

9 販売機設置の手続等

(1) 設置期間

契約締結後、借受人は原則として令和7年3月3日（月）から、設置場所で飲料自動販売機設置運営事業が開始できるよう、令和7年3月1日（土）及び2日（日）の2日間（予定）で、販売機の設置を行っていただきます。

なお、具体的な設置スケジュールについては、施設管理者と協議の上決定します。

(2) 電気料金、水道料金の専用子メーターの設置

借受人は賃料料金のほかに、光熱水費の実費を毎月お支払いいただきますので、電気料金、水道料金（カップ式自販機）の専用子メーターを設置してください。

10 その他

(1) 市庁舎内には今回公募により設置する自動販売機のほか、1・11階にコンビニエンスストアがあります。その他、職員へのマイボトル・マイカップの奨励など使い捨て容器削減の取組を進めており、今回の公募に加えてマイボトル対応型コーヒーサーバーを活用した実証実験を行っているほか、マイボトル・マイカップに対応した機器の導入

について進めています。

(2) 提案書の提出期限から契約締結までの間に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行います。

物件調書

所在地 (貸付場所)	台数	貸付面積 (m ²)	最低貸付料 (円／年または歩合率)
中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎（3階～31階） (貸付場所は、別紙参照)	13台	27.30 m ²	4,826,000円 (販売実績の20%以上)

【施設配置図（平面図） 横浜市庁舎13台】

別紙 物件一覧（図面1）のとおり

＜別紙1＞令和5年度販売本数及び売上実績（令和5年4月～令和6年3月）

＜物件＞

設置場所	売上本数 (本)	売上実績 (円)
3階	616	62,410
6階	1,119	150,550
7階	—	—
9階	12,320	1,848,160
10階	—	—
11階	—	—
12階	10,802	1,604,610
13階	—	—
14階	17,005	2,566,530
15階	—	—
16階	11,230	1,665,170
17階	—	—
18階	12,707	1,607,470
19階	—	—
20階	—	—
21階	9,696	1,466,200
22階	—	—
23階	8,688	1,323,520
24階	—	—
25階	7,339	1,078,890
26階	—	—
27階	10,071	1,508,960
28階	—	—
29階	11,467	1,788,330
30階	—	—
31階	9,961	1,494,980
合計	123,021	18,165,780

＜撤去予定物件＞

設置場所	売上本数 (本)	売上実績 (円)
3階	—	—
6階	—	—
7階	2,590	378,990
9階	8,243	1,255,780
10階	5,733	724,570
11階※	6,873	873,020
12階	12,166	1,800,800
13階※	21,181	3,202,790
14階	14,228	2,130,990
15階※	17,859	2,687,920
16階	11,926	1,756,580
17階※	15,095	2,273,140
18階※	6,940	1,044,200
19階※	25,624	3,875,660
20階	19,948	3,002,680
21階	10,841	1,631,670
22階※	24,390	3,704,470
23階	12,458	1,880,690
24階※	24,549	3,685,300
25階	10,898	1,636,780
26階※	12,819	1,892,510
27階	12,617	1,932,200
28階※	26,283	3,959,740
29階	14,520	2,204,280
30階※	28,979	4,321,130
31階	7,111	1,054,400
合計	353,871	52,910,290

(※複数台の合算)

＜別紙2＞各フロア職員数（令和6年5月時点）

フロア	入居部署	人数
3階	議会局	約50名
6階	議会局（会議場等）	-
7階	総務局、議会局	約140名
9階	政策経営局、教育委員会事務局	約240名
10階	総務局	約50名
11階	総務局、財政局、教育委員会事務局	約300名
12階	財政局、市民局	約400名
13階	こども青少年局	約390名
14階	教育委員会事務局	約380名
15階	健康福祉局	約350名
16階	健康福祉局	約390名
17階	医療局・医療局病院経営本部、みどり環境局、会計室、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局	約240名
18階	会議室フロア	-
19階	交通局	約300名
20階	水道局	約270名
21階	医療局、下水道河川局	約330名
22階	道路局	約360名
23階	みどり環境局、資源循環局	約340名
24階	下水道河川局、建築局	約360名
25階	建築局	約300名
26階	総務局、デジタル統括本部、教育委員会事務局	約150名
27階	みどり環境局、下水道河川局	約340名
28階	にぎわいスポーツ文化局、港湾局	約400名
29階	下水道河川局、都市整備局	約360名
30階	脱炭素・GREEN×EXPO推進局、みどり環境局、下水道河川局	約370名
31階	国際局、経済局	約250名